

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

— 目 次 —

1. 「2005年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座」 のご案内.....	1	7. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数 推移(年度別).....	7
2. 平成17年度事業計画及び収支予算について.....	2	8. ソフトウェア・エスクロウのご案内.....	7
3. 理事会及び評議員会の開催報告.....	4	9. CSDB事業の概況.....	8
4. プログラム著作物の登録制度のご案内.....	4	10. 第13回SOFTIC国際シンポジウム開催のお知らせ... 9	
5. プログラム著作物登録の申請状況.....	5	11. 新入会員の紹介.....	10
6. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内.....	6	12. お知らせ.....	10

1. 「2005年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座」のご案内

毎年ご好評を頂いております標記講座を今年度も開講いたします。開催日・内容につき下記の通り予定しております。詳細は決定次第ホームページ等でご案内申し上げます。

— カリキュラム(予定) —

Aコース

	開催日	講義タイトル
第1回	6月22日(水)	知的財産権法の概論
第2回	6月29日(水)	日本著作権法の概論
第3回	7月13日(水)	ソフトウェア契約(1)
第4回	7月20日(水)	ソフトウェア契約(2)
第5回	9月7日(水)	ソフトウェア特許の概説
第6回	9月21日(水)	特許の出願実務
第7回	10月5日(水)	ソフトウェア等の保護の国際動向

Bコース

	開催日	講義タイトル
第1回	2006年1月18日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例
第2回	1月25日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル
第3回	2月8日(水)	ソフトウェア特許の侵害論
第4回	2月22日(水)	不正競争防止法の概説
第5回	3月8日(水)	知的財産権と独占禁止法
第6回	3月22日(水)	デジタル・コンテンツの権利処理

短期集中コース

	開催日	講義タイトル
第1回	2005年10月18日(火)	ソフトウェアと企業法務
第2回	10月19日(水)	ソフトウェアと特許
第3回	10月20日(木)	ソフトウェアと契約
第4回	10月21日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法

会 場

紀尾井町剛堂会館 / 虎ノ門オカモトヤ 会議室

時 間

午後1時半～4時半(休憩・質疑応答含む)

料 金

	賛 助 会 員	一 般
A コース	7 万 円	11 万 円
B コース	6 万 円	10 万 円
短期コース	4 万 円	6 万 円

なお本講座は第二東京弁護士会継続研修として認定を受けており、受講すると外部研修として2単位が認められます。

問合せ先

SOFTIC 入門講座担当

〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門5 - 1 - 4 東都ビル4F
 Tel : 03 - 3437 - 3071 Fax : 03 - 3437 - 3398
 URL : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : nyumon@softic.or.jp

2. 平成17年度事業計画及び収支予算について

平成17年3月14日に開催されました通常理事会において、当財団の平成17年度事業計画及び収支予算が決定されました。平成17年度事業計画及び収支予算の概要は次のとおりです。

平成17年度事業計画（概要）

2004年、IT戦略本部は「e-Japan戦略Ⅱ 加速化パッケージ」を策定し、「e-Japan戦略Ⅱ」を加速させ、「2005年までに世界最先端のIT国家となる」との目標を達成するために政府として取り組むべき重点施策を明らかにするなど、今後、益々ソフトウェア等情報財が果たす役割とその重要性は高まるものと考えられる。

本財団としてはインターネットをはじめ最新のITを利用した新たな情報処理環境やビジネス環境に対応したソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に係る法的課題やソフトウェア等情報財及び今後多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施することにより、従来にも増してソフトウェア等情報財の法的保護問題（著作権、産業財産権、契約等）、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たしていきたい。

なお、本財団の運営については、近年の我が国の経済状況や産業界の状況を反映して、収支面で極めて厳しいものがある。こうした状況に鑑み、一層の経費の節減に努めると共に運営基盤の強化を目指して、関係各方面のご支援、ご協力を得つつ事業内容の見直しや新たな事業展開に努めるものとする。

平成17年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、情報化のための基盤整備を促進すべく以下の事業を実施する。

1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

(1) ソフトウェア知的財産の戦略的活用に係る法的課題の調査研究及び情報提供

1 調査研究

IT社会での企業活動、企業戦略の中で経済財としての重要性が益々増大しているソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に関し、次の関連事項について、法曹専門家、学識経験者、及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、法的、制度的な課題について調査研究を行う。

(a) 著作権関連

ソフトウェア等の著作権による保護については、ネットワークを介しての利用など新たな利用形態に十

分対応できているとは言い難い状況にあり、データベース等も含めいわゆる情報の保護と利用のあり方について国際的に議論されている。

ソフトウェア等の著作権による保護に関する関連情報（内外の判例、国際動向等）を広範囲に収集し、企業の知的財産戦略や事業展開に資する調査研究を行う。

(b) 特許関連

コンピューター・プログラムについては、ソフトウェアの審査基準及び特許法等の改正により、一定の要件を満たす場合にプログラム自体も特許対象とされ、企業戦略の中で重要な経営資源として位置付けられつつある。他方で、ビジネス方法に関連する特許等、どのようなプログラムが特許対象となり、その場合の権利の範囲はどのように考えるべきかが益々重要な問題となっている。

当財団においては、ソフトウェア関連特許について、権利の取得及び行使の問題について内外の判例等を中心に分析を行い、企業が知的財産を戦略的に活用するための方策等について調査研究を行う。

(c) 電子商取引関連

現在、各国において電子商取引関連の法制度整備が進みつつあり、わが国においても、逐次、関連法令の改正や準則の制定等が行われている。

こうした内外の電子商取引関連の法整備の状況を把握するとともに、企業が事業展開を図る上での法的課題を調査研究し、今後のわが国の法整備に資する。

(d) ITと事業展開に伴う法的課題

日進月歩のITを活用したデジタルサービス等広範な事業展開が図られる中、著作物の利用を広げる仕組みと権利保護の協調、オープンソースソフトウェアの積極的活用等ソフトウェア等のIT技術や情報にかかる権利保護等法的課題に関し、新たな視点で取り組む必要性が再認識されつつある。

ITの動向と将来を展望しつつ長期的視点に立って、企業環境を巡る情報技術の発展に対応した法制度のあり方について調査研究を行う。

(e) 独禁法関連

知的財産権法制と独占禁止法に関し、ソフトウェアを含む情報の取引において発生する諸問題があるが、特に、ソフトウェア関連特許の拡大等に伴い関連する知的財産権の過度な保護を牽制する上で独禁法及び、その適切な運用がますます注目を集めている。

こうした最近の状況を踏まえ、関連する判例、ガイドライン等の調査研究を行う。

2 情報収集及び外国動向調査

前記の調査研究を進めるに当たって、必要な情報を国内外の文献、データベース、インターネット等により収集し、諸外国の法制度及び運用状況についてその実態や動向を把握する。

3 情報提供及び普及啓発

上記の調査研究や情報収集及び海外調査の結果を、ニューズレター、関連資料入手案内、報告書等にまとめて広報するとともに、その一部をS O F T I Cホームページに掲載することにより幅広く情報提供を行う。さらに、時宜にあったテーマを取り上げたセミナーや初心者向けの知的財産権関係研修会の開催、成果の出版等を行うなど普及啓発を積極的に行う。

2. ソフトウェアに関する流通促進及び調査研究

ソフトウェア・プロダクトの流通市場の拡大発展を図るために、利用者及び提供者の双方の立場に立った流通促進事業及び調査研究を実施する。

(1) ソフトウェア知的財産権関連情報の提供

ソフトウェアの知的財産権等の関心を高め、開発・利用、取引・流通を促進するために、ソフトウェア知的財産権関連に関する資料等について整理拡充を行うとともに、事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物を一般への利用に供する。また、プログラム著作物の登録情報の蓄積・検索等のサービス及び年報の発行を行う。

(2) インターネット環境における情報の利用と

保護のあり方に関する国際シンポジウムの開催
インターネットにおける著作権侵害行為の頻発が大きな問題となっており、ネットワーク上での著作権侵害行為の責任主体に関して、各国における司法、立法の動向を概観するとともに、国境のないネットワーク社会において共通して有べき基準や考え方等について、各国で活躍中の論者をパネリストとして招聘し、様々な角度から検討を行う国際シンポジウムを開催する。

(3) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ制度とは、ソフトウェア提供者（ライセンサー）の倒産、天災等により、提供を受ける者（ライセンシー）がソフトウェアを継続的に使用することが阻害されるような事態に備えて、ライセンサー及びライセンシーが第三者（エスクロウ・エージェント）にソースコードの複製物、サポート資料等を預託しておく制度である。この制度は、欧米では以前から一般的なものとなっていたが、我が国では他に例がない状況にあった。しかしながら、本財団の

活動により我が国でも徐々に浸透し始め、成約件数も伸びている。

ソフトウェア・プロダクトの流通を促進するため、当制度の一層の普及に努めるとともにエスクロウ・エージェント業務を継続して実施する。

(4) I T関連取引の契約に関する調査研究

ソフトウェア取引において、仕様の最終的な確定が困難な場合が多く、利用環境との関係においても利用の形態が無数にあるため、ソフトウェアの当初のバグはやむを得ない場合があり、品質の判断はこのような特質のある取引においてトラブルが起こった場合、提供者または利用者の責任はどのように考えればよいかについて、関連する判決例等を材料にして検討する。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の先行技術調査のためのコンピュータソフトウェアデータベース（C S D B）構築に協力するため、ソフトウェアプロダクトに関する調査研究の一環として、コンピュータソフトウェア関係（ビジネス及びゲーム関連分野を含む）の非特許文献（マニュアル、単行本、学术论文、雑誌、企業技報等）を収集し、これら文献について、検索キー（「C S ターム」）の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、一次文献情報を含めたそれら電子化情報を作成する。

また、特許庁は、C S D Bに蓄積した文献について、平成15年度より、その書誌的事項等を公開しているが、それら一次文献情報及び抄録についても、昨年9月から、著作物利用許諾が得られたものについては、順次、公開をしている。

そのため、平成17年度に収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込む。

平成17年度は、4,607冊の文献を収集し、49,852件の電子化情報を作成する。

4. プログラムの著作物に関する登録

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、検索サービス等の情報提供を行う。また、プログラム登録の申請に必要な提出資料であるプログラムの著作物の複製物について、文化庁のご指導を得て電子媒体化を検討する。

5. 半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び情報提供

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、

登録機関として、半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び設定登録の公示情報等の提供を行う。

平成17年度収支予算（概要）

以上の事業を実施するために、当期支出ベースで一

般会計142,738千円、著作権登録特別会計18,211千円、ソフト特許特別会計682,229千円、半導体回路登録特別会計16,486千円合計859,664千円（前年度と比べて52,984千円減）、また、当期収入ベースでは各104,492千円、18,211千円、682,229千円、16,486千円合計821,418千円となる。

3. 理事会及び評議員会の開催報告

平成17年3月14日（月）に、理事33名の出席のもとに理事会が、評議員37名の出席のもとに評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

(1) 平成16年度第2回臨時理事会 第1号議案「評議員の委嘱」について、山地専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任評議員	大島博
	藤正顯
	宮本進
新任評議員	牛久健司
	谷義一
	土井健二

(2) 平成16年度第3回評議員会 第1号議案「理事・監事の選任」について山地専務理事から、次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任理事	林喬
	前山淳次
新任理事	藤本孝
	加藤幹之
退任監事	中西釦治
新任監事	木曾功

(3) 第2号議案「平成17年度事業計画及び収支予算」（理事会及び評議員会議案）について山地専務理事から説明があり、審議の結果、「平成17年度事業計画書及び収支予算書」を借入金限度額を5億円とすることを含めて原案どおり全員異議なく承認可決した。

(4) 来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長 小林利典氏、特許庁総務部特許情報課電子情報管理室長 奥直也氏から挨拶があった。

4. プログラム著作物の登録制度ご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

（財）ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。

民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意ください。

登録の種類及び効果は次のとおりです。

(1) 創作年月日の登録（法第76条の2）

- ・プログラム著作物の創作年月日（プログラムが完成した日）を登録するものです。
- ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
- ・著作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(2) 第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録（法第76条）

- ・発行（公表）された著作物について、その第一発行（公表）年月日を登録するものです。
- ・古いプログラムでも販売や、公衆送信（あるいは送信可能化）されていれば登録できます。
- ・著作権者又は無名、変名（ペンネーム等）で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行（公表）されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(3) 著作権の登録（法第77条）

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受けやすくなります。

(4) 実名の登録（法第75条）

- ・無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

登録申請時に必要なものは次のものです。

1. 申請書
2. 明細書
3. プログラム著作物の複製物（マイクロフィッシュ）
4. 登録手数料（振込）
5. 登録免許税（収入印紙）
6. 代表者資格証明書（法人の場合）

詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』（1冊1,500円）を販売しておりますので、著作権登録部までご注文下さい。ホームページにも掲載しております。http://www.softic.or.jp/

プログラム著作物の登録に関するお問い合わせやご質問は、著作権登録部までお願いいたします。

TEL：03 - 3437 - 3071 FAX：03 - 3437 - 3398 E-mail：touroku@softic.or.jp

5. プログラム著作物登録の申請状況

平成17年3月31日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	213	7,866
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	1	164
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	5
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	114	1,302
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	56	859
(根質権の設定・抹消・変更)	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	38	269
信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	18	160
囑託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	1	13
合計 ^(*)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	330	9,355

2. プログラム分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	31	1,643
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	65	2,654
特定用途アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	160	4,240
合計 ^(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	256	8,537

(*) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の合計とプログラム分類別申請件数の合計は異なります。

6. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内

財団法人ソフトウェア情報センターは、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき経済産業大臣より「機関登録」を受け、平成16年9月1日より半導体集積回路の回路配置利用権の登録業務を実施しております。

【登録制度の概要】

回路配置利用権登録制度の目的

回路配置利用権登録制度は、回路配置（回路素子及び導線の配置）の創作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、回路配置の取引の安定化・円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進して、産業経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

権利対象は回路配置

独自に創作された半導体集積回路の回路配置です。

登録が権利発生要件、権利存続期間は10年

回路配置利用権は設定登録をすることにより取得することができます。その権利は10年間存続します。

権利内容は回路配置を利用する権利

回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置を利用する権利を専有します。

利用とは：1 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
2 製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為

回路配置利用権の設定登録

回路配置の創作をした者又はその承継人は、回路配置利用権の設定登録を受けることができます。

専用利用権の設定

回路配置利用権者は、専用利用権を設定することができます。専用利用権者は定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を専有します。

通常利用権の許諾

回路配置利用権者は、他人に通常利用権を許諾することができます。通常利用権者は、定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を有します。

職務上の回路配置の創作者は法人

回路配置利用権の効力は次のものには及ばない

- 1 他人が創作した回路配置の利用
- 2 解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為

3 正当な権利者が譲渡した半導体集積回路を譲渡等する行為

権利侵害に対しては差止請求権・損害賠償請求権あり
回路配置利用権者又は専用利用権者は、権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。善意者に対しては特例があります。

【設定登録申請時に必要なもの】

1. 設定登録申請書
2. 説明書...申請者が創作者等であることの説明書
3. 図面等...20倍以上、鮮明に記載、概ねA3版に調整してください。
4. 半導体集積回路...4個
5. 委任状...代理人を立てた場合に添付してください。
6. 登録手数料納付書...74,900円

(専用の振込用紙があります。)

* 登録免許税...18,000円

(収入印紙を申請書に貼付してください。)

1、2、5、6はホームページよりダウンロードできます。

登録においては書式審査を行います。特許法にあるような実質審査は行いません。

【その他の業務・サービス】

- 1 設定登録の公示（ホームページにて公示）
 - 2 登録事項記載書類（登録原簿の謄本）の交付
 - 3 申請書類及び登録原簿等の閲覧・謄写
- 2、3の請求書はホームページよりダウンロードできます。

昭和61年1月～平成16年8月まで財団法人工業所有権協力センター（IPCC）

回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務に伴う登録データ（累積約8,900件）については、すべてSOFTICが継承しています。

回路配置利用権の設定登録等の申請手続きや統計資料等について詳しくお知りになりたい方はホームページをご覧ください。

URL : <http://www.softic.or.jp/>

お問い合わせ・ご質問は下記の半導体回路登録部までお願いいたします。

E-mail : ic@softic.or.jp

TEL : 03 - 3437 - 3071

FAX : 03 - 3437 - 3398

7. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数推移（年度別）

平成17年3月31日 現在

年度	S60*	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
申請	127	832	592	804	873	719	652	510	510	548	373	481	432	300	294	341	204	121	123	89	8,925
却下	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
取下	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	30	0	7	1	0	0	258	0	1	0	315
閲覧	7	34	75	7	84	40	26	26	40	12	29	24	21	0	1	18	0	0	2	0	446
謄写	5	5	2	2	13	2	5	7	22	0	4	3	4	3	1	1	0	0	0	11	90

(*) S60年度はS61年1月～3月までの3ヶ月間である。(登録制度はS61年1月スタートであったため)

8. ソフトウェア・エスクロウのご案内

ソフトウェア・エスクロウとは

ライセンスを受けていたソフトウェア提供者（ライセンサー）が倒産して、ライセンサーの所在やソースコード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまったりメンテナンスができず、結局、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなってしまうというようなご経験がありませんか？

欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度があります。この制度は、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェア取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術情報等を第三者（エスクロウ・エージェント）に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件（開示条件）の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより（逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。）ライセンシーの保護を図る制度です。

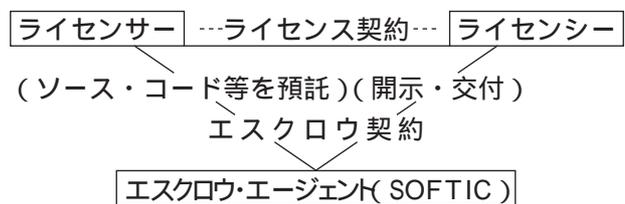
欧米では既に、10年ほど前からこのソフトウェア・エスクロウ制度が機能しており、アメリカでは民間の会社等が、イギリスでは公的民間機関と民間の会社が、フランスはソフトウェア産業が母体の公益社団がエスクロウ・エージェントとして活動しています。そして、ソフトウェア産業の信用度を高めるとともに、ソフトウェア取引の付加価値という観点から本制度が定着してきております。

これに対して、わが国にはこのような制度は存在しないため、例えば、海外ユーザーとソフトウェア取引を行なう場合に、当該ユーザーの要求により、その海外ユーザーの国のエスクロウ・エージェントにわざわざ出向いて預託しているケースが多いと言われております。

このような背景の下、97年7月1日よりSOFTICが日本におけるエスクロウ・エージェントとして業務を開始しております。

ソフトウェア・エスクロウの契約形態は下図のとおりです。

《契約形態》



メリットは

ライセンシーにとって：

- ・万が一、ライセンサーの倒産あるいは災害等によりメンテナンス等が受けられない場合、エスクロウ契約に従い預託物として保管されているソースコードや技術者情報等により、メンテナンスの確保や使用継続がより実現しやすくなる。

ライセンサーにとって：

- ・エスクロウの利用により、ユーザーに対し当該ソフトウェアの安定的な使用確保等をセールス・ポイントの一つとすることができる。

どのような手続が必要

大まかには以下のような手順の手続になります。

- 1 ソフトウェア提供者とユーザー間で、エスクロウ利用の合意（ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。）
- 2 ソフトウェア・エスクロウ契約の申込を受けて、SOFTICから契約書式等必要な書類を交付。
- 3 「新規契約手数料」をSOFTIC所定の口座に振込む。
- 4 手数料の振込確認後、契約日、預託物受入日を設定。
- 5 ライセンサー・ライセンシーによる預託物（FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等）の封印。
- 6 ソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物の

受入。

料金は？

- 1 新規契約手数料：1件につき 14万円/年(一般)
12万円/年(会員)
- 2 契約更新手数料：1件につき 12万円/年(一般)
10万円/年(会員)

3 その他の手数料

- ・保管状況確認報告書手数料 500円/回
(いずれも消費税込み)

その他

バージョンアップ版については、新規の契約となります。

エスクロウの契約期間は1年間で、その後は、1

年単位での更新。更新の場合は、「更新手数料」の支払をいただくことになります。

対象とする預託物の書類(媒体)は、FD、CD-ROM、CD-R等の磁気又は光学媒体及び紙ベースのドキュメント書類です。

【問合せ・申込先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル

(財)ソフトウェア情報センター

エスクロウ担当まで

電話03-3437-3071 ファクシミリ03-437-3398

E-mail: escrow@softic.or.jp

財団法人ソフトウェア情報センター

9. CSDB事業の概況

当財団の附属機関であるソフトウェア特許情報センターは、平成9年度より、特許庁の先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築に協力するため、コンピュータソフトウェア(ビジネス、ゲーム関連分野を含む)に関連する非特許文献(マニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報等)を収集し、解析(検索キー(CSターム)付与、フリーワード抽出、抄録作成)し、それら文献の一次文献情報及び解析情報を電子化情報として特許庁に納品してきている。

これまでに作成された電子化情報の年度別作成件数は以下のとおりであり、これら総数は平成16年度末で284,174件に至っている。

CSDB電子化情報の年度別作成状況

(単位：件数)

文献種別/年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	累計
マニュアル	2	4,602	4,513	3,211	3,911	4,362	4,374	4,457	29,432
単行本	305	208	387	1,689	989	538	526	443	5,085
雑誌	4,513	18,758	18,656	19,260	19,764	23,584	26,656	26,764	52,955
学会論文誌	1,336	11,370	12,133	11,910	11,420	8,218	7,243	13,249	76,879
団体機関誌	0	0	0	0	578	36	104	61	779
企業技報	1,319	2,562	2,212	1,830	1,238	1,162	1,597	1,926	13,846
学会予稿集	1	52	29	22	22	22	24	26	198
合計	7,476	37,552	37,930	37,922	37,922	37,922	40,524	46,926	284,174

平成17年度のCSDB事業については、以下のとおり、計画している。

(1) 非特許文献の収集

前年度と同様に、通常のコンピュータソフトウェア関連文献に加え、コンピュータゲームソフトウェア関連文献及びビジネス特許関連文献の収集を行うことにより、CSDB収録文献のなお一層の充実を図る。

このため、CSDB検討委員会を引き続き設置・開催し、同委員会の審議を経て、5,707冊の非特許文献を収集する。

平成17年度収集冊数(予定)

文献種別	冊数
マニュアル	1,903
単行本	410
雑誌	1,258
学会論文誌	784
団体機関誌	23
企業技報	185
学会予稿集	26
抽出済み文献*	1,118
合計	5,707

*「抽出済み文献」とは、特許庁において審査資料として利用されている雑誌、学会論文誌、企業技報等から抽出された文献(記事)をいう。

(2) 解析及び電子化情報の作成

前年度と同様に、収集文献からCSDB構築に必要な有用記事の抽出及びその解析を行い、イメージデータ等の一次文献情報、解析結果等の二次文献情報を電子化情報として作成する。

平成17年度は、学会予稿集について、予稿論文単位に解析データを含めた電子化情報を作成するとする。

平成17年度電子化情報の作成件数（予定）

文 献 種 別	件 数
マ ニ ュ ア ル	4,435
単 行 本	465
雑 誌	19,891
学 会 論 文 誌	14,138
団 体 機 関 誌	30
企 業 技 報	2,785
学 会 予 稿 集	8108
合 計	49,852

(3) CSDBの外部公開に係る著作物利用許諾情報の取り込み

特許庁は、平成15年5月から、それまでに蓄積したCSDBの書誌事項等に係る電子データを「特許電子図

書館（IPDL）」を通じて公開しているが、それら一次文献及び抄録についても、平成15年度以降に収集される文献を対象に、平成16年9月から、著作物利用許諾が得られたものについては、順次、公開をしている。

そのため、平成17年度収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについては、その許諾情報をCSDB電子化情報に取り込んでいく。

以上のとおり、ソフトウェア特許情報センターでは、CSDBに有用な文献を収集し、解析し、これら電子化情報を作成してきたところですが、従来より、収集文献の一部については、企業、関連団体等から直接寄贈していただいたものもあれば、特許庁に寄贈されたものを借用させていただいたものもあり、これらによってCSDBの充実が図られてきています。

これまでご協力いただきました企業、関連団体等の皆様には、この場を借りまして厚くお礼申し上げる次第です。

また、今後は、文献収集と併行して、著作物利用許諾依頼を行いますので、これも含めて、関係者の皆様にはなお一層のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

10. 第13回SOFTIC国際シンポジウム開催のお知らせ

本年秋に標記シンポジウムを開催すべく現在準備中です。未だ仮の段階ですが、著作権関係では、米国DMCAに関する講演と著作権のいわゆる間接侵害についての検討、特許関係については、各国におけるソフトウェア関連特許の保護の動向についての講演等と、パテントコモンズについても説明していただくことを考えています。詳細が決まり次第、本誌及び当財団ウェブサイトにてご案内いたします。

テ ー マ：「インターネット社会における情報の利用と保護」(予定)

開催日程：平成17年11月9日（水）9:00～17:30

会 場：東京プリンスホテル 2階「マグノリアホール」

東京都港区芝公園3-3-1 電話 03-3432-1111

使用言語：英語（同時通訳）日本語

主 催：財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）

参加料：

	正 規 料 金	早期申込割引料金
SOFTIC賛助会員	25,000円	20,000円
S L A 会 員	30,000円	25,000円
一 般	35,000円	30,000円

早期割引料金は、平成17年10月31日までに申込の場合

問 合 先：財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTIC国際シンポジウム事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-14 東都ビル

Tel. 03-3437-3071 / Fax. 03-3437-3398

E-mail. symposium@softic.or.jp

第13回SOFTIC国際シンポジウムウェブサイト

<http://www.softic.or.jp/symposium/13th/>

11. 新入会員の紹介

株式会社 N T T ドコモ

住所：〒100 - 6150 東京都千代田区永田町 2 - 11 - 1 山王パークタワー 36F

入会年月日：平成17年4月12日

12. お知らせ

独立行政法人情報処理推進機構

『IPAX 2005～世界最先端IT国家を目指して～』開催

1. 日 時 2005年5月18日(水)～ 5月20日(金)
2. 会 場 東京ビッグサイト西展示棟西24ホール
(ビジネスショウ TOKYO 2005と同時開催)
3. 参加費 無料
4. 講演及びパネル討論(無料/事前登録要)
場 所: 東京ビッグサイト西展示棟西4ホール
 - ▶ 5月18日(水) 午前
 - 10:00～ 開会式
 - 10:20～ OSS基調講演「OSS発展への期待と実践」
 - 11:00～ 日本OSS推進フォーラム6ワーキンググループ活動報告
 - ▶ 5月18日(水) 午後
 - 13:10～ SEC特別講演「次世代ITSのソフトウェアアーキテクチャーとプラットフォーム(安全・安心・快適と環境にやさしい社会システムの実現を目指して)」
 - 13:50～ IPAソフトウェア・エンジニアリング・センター(SEC)成果発表
 - ▶ 5月19日(木) 午前10:00～
 - ・パネル討論「ITとビジネスコンティニュイティプラン」
 - ▶ 5月19日(木) 午後13:30～
 - ・パネル討論「独創的で優れたソフトウェアが生まれるためには」
 - ▶ 5月20日(金) 午前
 - 10:00～ 講演「テクニカルエンジニア 情報セキュリティ 試験(仮称)の創設について」
 - 11:00～ パネル討論「情報処理技術者試験の改革に向けて」
 - ▶ 5月20日(金) 午後
 - 13:30～ 講演「ビジネス戦略と人材育成への展開」
 - 14:45～ パネル討論「ビジネス戦略と人材育成への展開」
5. 展示会(無料)
場 所: 東京ビッグサイト西展示棟西2ホール
3日間常設
 - ・出展社者による開発成果等のプレゼンテーションA,Bコーナーで開催
- ▶ 5月18日(水) 13:00～
「IPA賞」表彰式、「スーパークリエイター認定証」授与式、「IT経営百選認定証」(最優秀企業賞)授与式を執り行います
6. 詳 細
<http://www.ipa.go.jp/event/ipax2005/>
7. 参加申込み
<http://www.ipa.go.jp/event/ipax2005/index3.html>
8. お問い合わせ
独立行政法人情報処理推進機構 戦略企画部 広報グループ
e-mail : ipa-pr@ipa.go.jp

SOFTiC 賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2005年4月(No.43)

発 行 財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)

発 行 人 山地 克郎

問い合わせ先 事務局 山地・島崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5 - 1 - 4 東都ビル

TEL (03) 3437 - 3071 FAX (03) 3437 - 3398

Web Site : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : staff@softic.or.jp